

柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領

制定 平成21年10月1日

施行 平成21年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、本市上下水道局が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工事中材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、建設工事等に係る競争入札参加資格者（以下「有資格業者」という。）が事故等を引き起こした場合における指名停止等に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ柏市上下水道局入札基準等選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、当該指名停止の理由が本市上下水道局が発注した建設工事等に関するものでない場合にあっては、委員会に諮ることなく、委員に回議することにより指名停止を行うことができる。

- 2 管理者は、指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 前項の規定は、一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格を定める場合において準用する。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名について責めを負わない者

を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 管理者は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第2第1号若しくは第2号、又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号若しくは第2号、又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号、前各項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

- 5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新た

に指名停止を行うことができるものとする。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 管理者は、第5項により指名停止の期間を変更するとき及び前項により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ委員会に諮るものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 管理者は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行うに際し、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に規定する不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本市上下水道局職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から談合を行わないとの誓約書が提出されていたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であると明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に規定する各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前各号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(5) 本市上下水道局又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 管理者は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、有資格業者及び関係機関（本市、東葛中部地区総合開発事務組合、一般財団法人柏市まちづくり公社、公益財団法人柏市医療公社、一般財団法人柏市みどりの基金及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合をいう。以下同じ。）の長に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が本市上下水道局の発注した建設工事等に関するものであるときは、千葉県知事及び千葉県内の自治体の長に対し、遅滞なく通知するとともに、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が本市上下水道局発注の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の保証人となることを承認しないものとする。

（指名停止に至らない理由に関する措置）

第9条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の公表）

第10条 管理者は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

（準用）

第11条 この要領の規定は、建設工事等以外の有資格業者に係る指名停止等について準用する。

(関係機関における指名停止の本市上下水道局における準用)

第11条の2 関係機関において本要領の規定に準じて行った措置については、前各条に規定する手続きによらず、本市上下水道局においても同様の措置を行ったものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1 千葉県内において生じた事故等に基づく措置基準

(第2条第1項, 第3条第1項, 第4条第1項から第5項まで, 第5条関係)

措 置 要 件		期 間
虚偽記載	(1) 本市上下水道局(関係機関を含む。以下同じ。)の発注する建築工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において, 競争入札参加資格申請書, 競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし, 建築工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
過失による粗雑工事	(2) 本市上下水道局の発注した建設工事等(以下この表において「市上下水道局発注工事等」という。)の施工に当たり, 過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
	(3) 千葉県内における建設工事等で, 前号に掲げる以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり, 過失により建設工事等を粗雑にした場合において, かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
契約違反	(4) 第2号に掲げる場合のほか, 本市上下水道局発注工事等の施工に当たり, 契約に違反し, 建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	(5) 本市上下水道局発注工事等の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ, 又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
	(6) 一般工事等の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ, 又は損害を与えた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	(7) 本市上下水道局発注工事等の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
	(8) 一般工事等の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(第2条第1項, 第3条第1項, 第4条第1項から第5項まで, 第5条関係)

	措 置 要 件	期 間
贈賄	(1) 次のア, イ又はウに掲げる者が本市上下水道局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書きを付した役員又は実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者を含む。)(以下「代表役員等」という。)	12か月以上24か月以内
	イ 有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所(常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)	6か月以上12か月以内
	ウ 有資格業者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)	3か月以上9か月以内
	(2) 次のア, イ又はウに掲げる者が本市上下水道局以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等	6か月以上12か月以内
	イ 一般役員等	3か月以上9か月以内
ウ 使用人	2か月以上6か月以内	
独占禁止法違反行為	(3) 千葉県内において, 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において, 建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上24か月以内
	(4) 千葉県外の区域において, 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し, 建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
公契約関係競売等妨害又は談合	(5) 千葉県内において, 公共機関が発注した建設工事等に関し, 代表役員等, 一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内
	(6) 千葉県外の区域において, 他の公共機関が発注した建設工事等に関し, 一般役員等又は使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内
建設業法違反行為	(7) 本市上下水道局発注工事等において, 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し, 建設工事等の請負契約の相手方として不適当であるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
	(8) 千葉県及び近県(神奈川, 埼玉, 茨城, 群馬, 栃木の各県及び東京都)の区域内において, 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し, 建設工事等の請負契約の相手方として不適当であるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
その他不正又は不誠実な行為	(9) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 不正又は不誠実な行為をし, 建設工事等の契約の相手方として不適当であるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
	(10) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか, 代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され, 又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され, 建設工事等の契約の相手方として不適当であるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内